

紀の水



和歌山市管工事業協同組合



URL <https://w-kankoji.com/>
E-mail:wakayama@w-kankoji.com



「丹生川渡し」

九度山町は和歌山県北部の町で、北に紀ノ川、南には靈峰・高野山がそびえる山紫水明の美しい場所。そんな九度山町を流れる丹生川の下流にある九度山橋近くで行われるのが、毎年約100匹の色鮮やかなこいのぼりが空を泳ぐこのイベント。丹生川の空を優雅に泳ぐこいのぼりを眺めながら、広々とした河川敷での川遊びなど、さまざまなアクティビティを楽しむことができる。5月5日(木・祝)には九度山町にゆかりの深い真田昌幸・幸村父子を偲んだ祭り「紀州九度山 真田まつり」も行われ、全国からたくさん観光客が集う。

－ 目 次 －

令和4年度税制改正の大綱	1
役員会報告	6
組合の動き	8
事務局だより	8
雑学の泉	9
編集後記	10

特集

「令和4年度税制改正の大綱」



税理士法人 タックス関西 和歌山事務所

代表社員税理士 淡路 満
(組合顧問税理士)

令和4年度税制改正の大綱

令和4年度税制改正大綱において岸田文雄政権の目指す、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協同によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。

加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。

令和3年12月24日閣議決定

「中小企業向け賃上げ促進税制」(所得税・法人税・法人住民税)

見直し・延長

「成長と分配の好循環」に向けて、「中小企業全体として雇用を確保しつつ」、積極的な賃上げや人材投資を促すことが必要。

一人ひとりの賃上げや雇用の確保により給与総額を増額させる中小企業を支援、特に、より大幅な賃上げや人材確保を行う企業については、大胆な税額控除を適用。

改正概要

「適用期限：令和5年末まで」

*雇用者全体の給与（給与支給総額）が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除、又前年度比2.5%以上増加した場合には30%の税額控除。

*さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、最大40%の税額控除。

令和3年12月経済産業省

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比2.5%以上
⇒ 紙と增加額の30%税額控除*

or

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比1.5%以上
⇒ 紙と增加額の15%税額控除*



【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が前年度比10%以上増加
⇒ さらに税額控除率を10%上乗せ*

*控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

「所得税」

住宅ローン控除

適用	現行	改正
適用期限の延長	R4年12月31日	R7年12月31日
控除割合の引き下げ	1%	0.70%
所得要件の引下げ	3,000万円	2,000万円
床面積の適用範囲	50m ²	40m ² (注1)

注1. 合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。

(イ) 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円	0.7%	10年
	令和6年・令和7年	3,000万円		

注1. 上記の「認定住宅等」とは認定住宅ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

注2. 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築が行われたものの取得等である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とする。

(ロ) 認定住宅等以外の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

注. 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は、宅地建物取引業者により一定の増改築が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度は一律2,000万円、控除期間は一律10年とする。

1. 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。

- (1) 令和4年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある者（住宅の取得等をして
令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別所得税額の適用がないものとした場合の所得税額とする）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分5を乗じて

得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。又、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

居住年	現行制度 平成26年4月～令和3年12月	改正(案) 令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)

注：平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

2. 居住用財産の買換え等の譲渡損失の繰越損失適用期限の延長

令和3年12月31日～令和5年12月31日 ←2年延長



3. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税特別控除

令和3年12月31日～令和5年12月31日 ←2年延長

(1) 令和4年及び令和5年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率は次の通りとする。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	250万円	10%

4. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額特別控除

令和3年12月31日～令和5年12月31日 ←2年延長

(1) 特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率は次のとおりとする。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	
	三世代同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	
	耐震改修工事及び 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	

注：カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

「資産課税」

1. 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた贈与税の非課税措置

(1) 適用期限の延長

令和3年12月31日～令和5年12月31日 ←2年延長

(2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の提携時期にかかわらず、**住宅取得資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ**、それぞれつぎに定める金額とする。

非課税限度額	現行		改正	
	消費税率 10%適用住宅	1,500万円	耐震・バリアフリー 省エネ住宅	1,000万円
	その他住宅	1,000万円	その他住宅	500万円
	令和2年4月～令和3年12月		令和4年1月～令和5年12月	

2. 贈与税の配偶者控除（2,000万円控除）

控除額

一般の贈与税控除額110万円+**2000万円**



要件

- (1) 婚姻期間が**20年以上**の配偶者であること
- (2) 専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋であること
- (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであること
- (4) 居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、その取得した居住用不動産を同日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合におけるその金銭の額

3. 相続税、贈与税の一体課税(案)

相続税は、人の死亡を原因として被相続人の財産に対し相続人に課税される。

我が国の相続税法は贈与税と相続税に分離され、贈与税は相続税の補完税としてより高い税金が課税されている。

相続税の課税根拠は、財産を相続又は遺贈により取得した人の担税力に応じて課税することである。

被相続人の財産に課税することにより、

- ①富の過度の集中を排し、巨額の遺産を相続する人とそうした機会のない人との富の均衡を図るという社会政策的な目的を果たす。
- ②被相続人の税法上の特例、特典などを利用し租税回避をするなどにより蓄積した財産を相続開始の時点で清算させる所得税の補完税としての役割を実現する。
- ③被相続人の蓄積した財産はその人の手腕・努力の賜物とはいえ、社会に負うところ大であると考えられることから、相続を機会にその一部を社会に還元してもらうこととしている。

しかし、被相続人の財産は被相続人が法令を守った上で所得税等を納税し、その残った資金で財産

を形成するという事実もある。つまり相続税は二重課税であるという考え方もある。

そこで相続税の課税だが、贈与により生前に贈与することにより、相続税の累進税率の緩和等相続税を抑制するといった意味合いもある。

我が国は相続税と贈与税は別々に課税されている（相続開始前3年以内の贈与財産は加算）。

では諸外国はどうか、下図に示すように相続税と贈与税は一体課税されているのが現実です。我が国も先進国に倣いこの一体課税を取りいれていこうと課税庁が検討している。この改正が行われると、暦年贈与の節税対策のうまみが薄れることになります。

今回の通常国会で審議の対象にならなかったが、僅々にこの改正がテーブルに載ってくることは間違いないと思う。

その対策を今から考えていく必要があります。

(1) 日本の現行制度（暦年贈与）

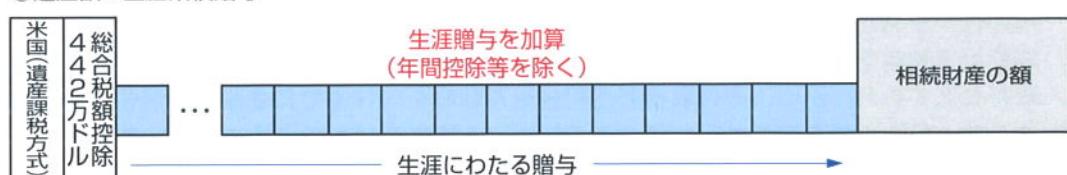
毎年の暦年贈与の基礎控除額110万円（累進税率）



(2) 米国の現行制度

①生涯累積による贈与者課税

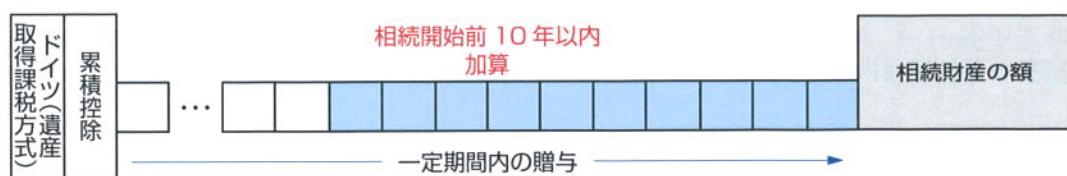
②遺産額+生涯累積贈与



(3) ドイツの現行制度

①10年間の累進贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税

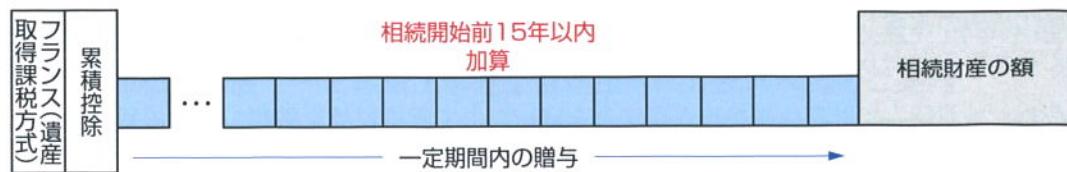
②遺産額+相続開始前10年以内の贈与(遺産取得課税方式)



(4) フランスの現行制度

①15年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税

②遺産額+相続開始前15年以内の贈与(遺産取得課税方式)



役員会報告 — ダイジェスト版 —

12月度 臨時役員会

- 1. 開催日時 令和3年12月7日(火) 午後5時15分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事7名、監事2名
- 1. 出席役員 理事6名、監事2名

議事の大要は次のとおり

第1号議案 事業部耐震診断について

議長の命により事務局長から、事業部耐震診断について別紙見積書により提案、全員異議なく承認可決。

第2号議案 事業部販売管理ソフト・パソコン購入について

議長の命により事務局長から、事業部の販売管理ソフト・パソコン購入について別紙見積書により提案、全員異議なく承認可決。

第3号議案 穿孔機の購入について

議長の命により事務局長から、穿孔機の購入について別紙見積書により提案、全員異議なく承認可決。

第4号議案 組合職員の退職について

議長の命により事務局長から、令和4年2月末で事業部職員1名の退職申出に伴い、補充採用について了解を求めたところ、全員異議なく了承した。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 土壤検査業務委託契約書更新について（環境カンファレンス株）
- 2. 役員・新年会について

1月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和4年1月11日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事7名、監事2名

1. 出席役員 理事6名、監事2名

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 全管連表彰該当候補者推せんについて
2. 令和3年度和歌山市における排水設備等指定工事店と責任技術者の新規登録及び更新登録申請について
3. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
・・・和歌山県県土整備部

2月度 定例役員会

1. 開催日時 令和4年2月8日(火) 午後5時30分より
1. 開催場所 役員会議室
1. 役員定数 理事7名、監事2名
1. 出席役員 理事7名、監事2名

議事の大要是次のとおり

第1号議案 令和4年度水道メーター検針票への広告掲載について

事務局長から、和歌山市企業局水道メーター検針票への広告掲載について別紙契約内容にて提案、全員異議なく賛成にて可決。

第2号議案 コミュニティセンターへのチラシ設置について

事務局長から、和歌山市教育委員会より別紙の募集案内により、今年度は3ヶ所設置することを提案、全員賛成にて可決。

第3号議案 運転資金の借入れについて

事務局長から、現在の借入残高明細を別紙により提示、例年どおり運転資金として新規に金額3,000万円（期間3ヶ年）の借入れを取引銀行（紀陽銀行）に依頼する旨提案、全員異議なく賛成にて可決。

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 令和4年度各種講習日程表（4月～7月）・・・建災防
2. 出来高融資制度のご案内
3. 令和4年度配水管工技能講習会の開催について・・・（公社）日本水道協会
4. 令和4年度1・2級管工事施工管理技術検定試験実施のご案内
5. 令和4年度1・2級土木施工管理技術検定試験実施のご案内

組合の動き

令和4年度 安全祈願祭を開催



新年を迎え、去る1月6日(木)午前11時より、組合恒例の安全祈願祭が刺田比古神社に於いて執り行われました。

当日は、役員・組合事業参加組合員・組合職員の12名が参加し、今年も神主からおごそかにご祈祷していただき、一年間における組合員企業と組合事業の繁栄、工事の無事故・無災害を祈願しました。

事務局だより



垣内大征さん

令和4年2月末に組合職員1名退職に伴い、新たに令和4年4月1日付で垣内大征さんが採用されました。事業部に配属されたので宜しくお願い申し上げます。



災害への備え できていますか？

最近異常気象が普通になってきているような感じで、豪雨や台風、さらに地震などが頻繁に起こっているように思います。

皆さんは「防災」について考えたことがありますか？

災害への備えとしては、水や食料を備蓄している人が最も多く、次に非常用持ち出し袋の用意、そして、家具や家電などの転倒防止をするなどがあります。

水の備蓄は、一人1日3ℓで3日～7日分が目安といいます。3日分とすると、 $3\text{ ℓ} \times 3\text{ 日} = 9\text{ ℓ}$ 、2ℓのペットボトルで4.5本です。7日分の場合は $3\text{ ℓ} \times 7\text{ 日} = 21\text{ ℓ}$ でペットボトル10.5本分です。この本数×家族の人数分必要となると、相当な量になります。1日3ℓの水には飲み水だけでなくカップ麺を作るときの水などの調理用も含まれていますので、工夫すれば少し減らせるように思います。

また、ふろのお湯も、使ったら抜いてしまうのではなく、次に入れ替えるまでためておけば、断水の時にトイレを流すなどの生活用水に使うことができます。

非常用持ち出し袋を用意している人もいると思いますが、どこに置いていますか？

持ち出し袋は玄関の近くに置いておくの

が良いようです。災害が起こって避難するときには玄関を通って逃げることが多いと思いますので、わざわざ別の部屋に袋を取りに行くよりも玄関にある袋を持って外へ逃げるほうがスムーズに避難できます。

あなたの家の近くの避難場所はどこか知っていますか？

洪水と地震で避難場所が違う場合があります。

家から避難場所までの道を知っていますか？散歩や買い物ついでに道を確認してみては。

避難場所や災害のハザードマップなどの防災の情報は各自治体のホームページに載っていますので、一度確認してみてください。

また、家族で情報を共有したり、学校や職場、買い物先で災害にあった場合どうするかなど話し合ってみてはいかがでしょうか。





編 集 後 記



私事で恐縮ですが、今回は私を含めたウォーキング仲間4人と平成19年11月3日(土)から2日間の日程で世界遺産熊野古道の熊野那智大社～大雲取越～小口自然の家～小雲取越を経て請川、そして川湯温泉にある民宿「T」をゴールとしたときのウォーキングの貴重な?体験談をご紹介したいと思います。

当日の午前3時30分に仲間が車で私の家の近くまで迎えに来てくれまして、そこから一般道を経て湯浅道路に入り、南部インターチェンジを出て、R311号、R168号のルートから午前7時30分に新宮駅近くのパーキングに車を駐車しました。新宮駅からは、JRで午前8時過ぎに那智駅に到着しました。同駅から約7.4kmを歩き、9:45に那智大社に到着しました。ここからが熊野川町の小口自然の家を目指して約14.5kmの大雲取越ルートを歩くことになります。

もう、およそ15年も前のことでの記憶も定かではないのですが、大雲取越ルートの途中、私の体調が悪かったためでしょうか、地蔵茶屋跡から続く何か所かの急な上り下りの坂で膝の調子がおかしくなってきたのを覚えています。小口までは何とか仲間と同じ歩調で歩けたのですが、小口にある自然の家で休憩をとった後、そこから先、仲間は小雲取越ルートへ、私は別のルート(小口にあるバス停からバスに乗車して、川湯温泉に向かうこと)になりました。

そして、別れて出発する前に、今夜の打ち上げのために、仲間と近くのお店屋さんで、ビールとおつまみをたくさん買いまし

て、私がバスで向かうことになったので、みんなの分の荷物もまとめて預かることになり、ビニール袋いっぱいに詰めて、両手に持ってバス停まで行きました。時刻表を見ると、川湯温泉行きの表示がありません。バス会社に電話連絡をし、確認すると「川湯温泉行きの便はない」ということでした。そこで、お店屋さんに戻り、近くにバス停がないかを尋ねましたところ、「この道をまっすぐ行くと、すぐにトンネルがあり、それを越えると大きな道路(おそらくR168のことではないかと)が見えてくるので、そこにバス停がある。まあ、そんなに遠くはないよ。」とのことであったと記憶しています。それで、そんなに遠くないのであれば両手いっぱいの缶ビールとおつまみも置いていくほどではないと思いまして、リュックサックを背負い、それらを両手に持ちながら歩くことにしました。

しかし、そこからが“何かしらの物語”的な始まりでした。

「すぐに、ある。」と言われたトンネルが、行けども行けども、出てこないのです。“道を間違えたのかな”と、何度も振り返りましたが、一本道で間違えることもないし、不安になってきたのを覚えています。

だいぶ歩いた頃、トンネルらしきものが見えてきました、“ほっとした”的な束の間でした。トンネルを通り抜けて、辺りを見渡すと夕暮れが迫っていることに気付きました。「膝は痛いし、このままでは、ヤバい!」と思い、覚悟を決めて、ヒッチハイクをしようしました。しかし、辺りが

山道のためか、車がほとんど通らないのです。ごくたまに通る車にすがる思いで手を上げてアピールしたのですが、頭に汗止めの手ぬぐいを纏い、リュックサックを背負い、両手に大きなビニール袋いっぱいの荷物を持った“くたびれた格好をした変な人”に止まってくれる車はございませんでした。あきらめて、痛む足を引きずる様に歩いていました。暫く歩くと、進行方向の右側の道路下で畠を耕しているお百姓さんがいましたので、「大きな道路までは、あと、どのくらいでしょうか？」とお尋ねしたところ、「もう、すぐそこやで。」とのことで、その一言で大きな“勇気”と“やる気”をいただきました。しかし、やはりというか、行けども道が見えてきません。

足を引きづりながら、どのくらい歩いたでしょうか。わかりませんが、なんか遠くのほうにぼんやり橋らしきものが見えてきました、広い道路に近づいたことがわかりました。暫く歩き続けてやっと道路に出て、そこを左に折れて着いたのが、熊野川沿いの神丸というバス停だったと思います。もう、日が落ち始め、暗くなってきていたのを覚えています。早速、川湯温泉行きの時刻表を確認すると「16:29発川湯温泉行き」が最終便でした。時計を見るとすでに

17:00過ぎ、ガックリした記憶があります。暫くタクシーが通るのを待っていましたが1台も通る気配がないし、ここから川湯温泉まで歩こうかとも思いましたが、もう、膝も痛くて歩けないし、困ったなあ、どうしようかと思案しているときに、バス停から見える橋の向こう側からバスの明かりらしきものが、こっちに向かって来ているのです。バスが出発時刻よりもかなり遅れていたのです。間違いなく川湯温泉行きのバスで、時刻は、17:20過ぎでした。荷物を抱えてバスに乗り込み、座席に座った時に痛む足を摩りながら、ふっと安堵し、そして、思いました。

「捨てる神あれば拾う神あり」かなと。そして、小口のお店屋さんからここまで歩いた距離は、どれくらいだったのだろうか。それと、最後にこの思いが、胸をよぎりました。「このバスの川湯温泉までの運賃、私がいま持参しているお金の全額でもいいかな、それぐらいの値打ちはあるよな」と。

今回は、ここまでのご紹介でした。

(編集委員 M生)



■組合だより 紀の水

●発 行



和歌山市管工事業協同組合

理事長 小向俊和

●編 集

紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町 12

TEL(073) 436-6801

FAX(073) 436-6804

URL <https://w-kankoji.com>

E-mail : wakayama@w-kankoji.com